

## 令和7年度建設産業女性人材確保・活躍推進事業委託業務仕様書

### 1. 委託業務の名称

令和7年度建設産業女性人材確保・活躍推進事業委託

### 2. 目的

建設産業は、他産業と比較して女性の就業率が低い一方、業務のICT化の進展等を通じて、女性の活躍がより一層期待できる産業である。

建設産業において女性が活躍できるイメージや建設産業の新しい4K（給与・休暇・かっこいい・希望）を進路や就職選択を控えた若年層等に意識づけるとともに、建設産業に従事している女性の活躍の場をさらに広げ、女性の入職・定着を促進するなど、建設産業における人材不足の解消や生産性の向上、労働環境や処遇の改善を図る目的で、この事業を実施する。

### 3. 委託期間

契約締結の日から令和8年3月14日まで

### 4. 業務内容

#### (1) 建設産業で働く女性による建設産業の魅力発信について

##### ①BLOCKS 研究会の開催

建設産業で働く女性自らが業界の課題を認識し、解決に向けた意見交換会を開催するとともに、県内の学校を対象とした出前講座で建設産業の魅力発信や自身の仕事内容について紹介ができる人材を育成するセミナー等を開催すること。

- ・開催場所 : 大分県内
- ・開催回数 : 3回程度
- ・開催時期 : 県と協議のうえ決定する
- ・参加対象者 : 県内に事業所のある建設産業で働く女性
- ・定員 : 20名程度/回

##### ②出前講座の開催

就職や進路選択の意識付けを目的とし、建設産業で働く女性が県内の学校や大学等に出向き、建設産業の魅力を発信する出前講座を開催する。開催にあたっての時期や内容については各学校と調整のうえ、決定することとする。

- ・開催場所 : 県内学校（20校程度）
- ・開催時期 : 学校と調整のうえ決定する
- ・参加対象者 : BLOCKS 研究会参加者、県内に事業所のある建設産業企業

- ・講師選定 : 県と協議のうえ決定する、講師謝金は委託料に含むものとする

### ③建設産業で働く女性の紹介するパンフレットの作成

県内の建設企業で働く女性ロールモデルを紹介するパンフレットを作成する。パンフレットは紙媒体だけでなく、WEBに掲載できる電子データも作成すること。取材対象は県との協議により決定するが、予算の範囲内での変更を可能とする。作成案・仕様案（ページ数の案）・掲載内容の案を提案書に記載すること。

- ・配布先 : 県内学校、建設企業、関係団体
- ・発行部数 : 2,000部

### ④建設産業の女性活躍を紹介する動画の作成

建設産業を知らないターゲットに動画を見てもらうことで、県内の建設産業における女性活躍の様子を知ってもらい、興味をもってもらえるような動画を作成する。ターゲットにとって理解しやすい内容かつ興味・関心を惹く演出に努め、必要に応じて音楽（BGM）、テロップ、ナレーション、イラスト、現場写真等の効果的な演出を施すこと。

- ・ターゲット : 高校生～大学生
- ・企画構成 : 動画のシナリオを作成すること
- ・撮影、編集 : シナリオに基づき動画制作のための撮影、編集を行う
- ・撮影対象者 : 県と協議のうえ決定する
- ・動画再生時間及び作成本数 : 再生時間3分程度の動画を1本以上
- ・動画形式 : フルハイビジョン（1920×1080ピクセル）以上
- ・アスペクト比 : 16:9
- ・拡張子タイプ : WMV形式及びMP4の2種類

## (2) 女性が働きやすい環境の構築、活躍領域の拡大について

### ①労働環境・処遇改善セミナーの開催

建設産業で女性が働き続けられる環境の構築を目的とし、労働環境・処遇改善の必要性や改善事例を紹介するセミナーを開催する。尚、開催するセミナーのうち少なくとも1回は一般社団法人建設ディレクター協会が運営する「建設ディレクター」の活用事例等についての内容を入れること。

- ・開催場所 : 大分県内
- ・開催回数 : 3回程度
- ・開催時期 : 県と協議のうえ決定する
- ・参加対象者 : 人事・労務担当者、建設産業で働く経営者、女性等
- ・定員 : 30名程度/回

## ②スキルアップセミナーの開催

体力面で不安感の大きい女性職員や経験の浅い若手職員が活躍できるためのスキルアップセミナーを開催する。セミナーは会社内でも実践的に役立つ内容となるよう努めること。また、セミナーを通して参加者同士の交流が深まるよう工夫をすること。

- ・開催場所 : 大分県内
- ・開催コース数 : 2コース
- ・開催回数 : 1コースあたり4回程度

## ③交流会の開催

会社や職種(事務・技術)の枠を超えて、県内の建設産業に携わる女性の交流を深め、女性が働きやすい職場環境づくりの推進や、女性の視点を活かした建設産業の魅力発信、好事例の横展開を図るため、女性のネットワークを構築する。参加者はスキルアップセミナー受講者や県内建設産業で働く女性とし、県内各地域から参加できるよう工夫をすること。

- ・開催場所 : 大分県内
- ・開催回数 : 2回程度

## ④成果発表会の開催

建設産業の経営者や従事者及び学生・保護者向けに、BLOCKS研究会参加者とスキルアップセミナー受講者による成果発表や好事例の水平展開、女性が活躍できる業務のPRなどを行う成果発表会を開催する。県内高校、大学を中心とした学生とその保護者等が成果発表会への興味関心を持ち、来場してもらうための仕掛けや、来場した学生と保護者に建設産業での女性活躍のイメージを深められるような工夫をすること。

- ・開催場所 : 大分県内
- ・開催回数 : 1回
- ・参加対象者 : 学生、保護者、建設産業の経営者や従事者等
- ・定員 : 200名程度

## (3) 情報発信、効果測定等

### ①広報

- ・ホームページ、チラシ、SNS等の媒体を用いて、幅広い層に対して建設産業の女性活躍及び本事業における開催告知や募集案内を行うこと。情報発信の内容やセミナー等の紹介チラシの企画、作成にあたっては県と十分に協議すること。
- ・研究会やセミナー等、実施に際して利用するチラシやレジュメ、シナリオ等は事前

に県へ電子データで共有すること。

#### ②効果測定及び実績報告書の作成

- ・効果測定のため、参加者へアンケート等を実施すること。尚、アンケート調査については参加者に予め周知し、協力について承諾を得ておくこと。
- ・アンケートの内容については事前に県と協議すること。
- ・業務完了後、業務概要全体（情報発信時期、回数、参加者数、アンケート結果、効果等）についての報告書を作成、紙媒体1部及び電子媒体を県に提出すること。

#### ③その他

- ・個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報をいう。）について、別添「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき適切に管理すること。
- ・人件費、資料作成費、広報費等に関する経費は当該委託料に含むものとする。
- ・業務の実施にあたっては関係する業界団体等との連携を図ること。

#### (4) 管理調整業務

- ・本業務の目的を達成するため、提案内容に応じた必要経費、スタッフ等を確保し、円滑に事業を運営すること。
- ・業務の遂行に際しては、委託業務の責任者を選任し、県との連絡調整を綿密に行うとともに、事業の進捗を管理し、取組状況等県の求めに応じて報告する。
- ・受託者は、契約締結後に業務実施計画書（任意様式）を提出し、業務の進め方について委託者と協議するものとする。
- ・業務の実施にあたっては、委託者と十分協議のうえ、その指示及び監督を受けること。
- ・業務の実施にあたり発生した事故等は、受託者の責任において対処すること。
- ・専任の担当者を配置し、大分県との打合せ等に担当者等を出席させること。また、電話、メール等にて迅速かつ確実な連絡体制をとるとともに、大分県から派遣要請があった場合には、2日以内に担当者を派遣すること。
- ・事業の工程を明らかにしたスケジュールを作成すること。なお、校正・確認には十分な時間を確保すること。
- ・本委託業務にかかる一切の経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。

#### (5) 成果物

- ・受託者が制作した成果物等の著作権は、すべて大分県に帰属する。
- ・本業務において撮影した映像コンテンツ、写真については事業終了後速やかに電子デ

一タで大分県に納品すること。

・制作した成果物の使用期間について制限を設けないこと。本業務において撮影した写真等については、大分県ホームページほか大分県が認める媒体に掲載するため、予め関係者に了承を得ること。

(6) 記載している事業内容以外の内容で実施することが、本業務の目的を達成するためにより効果的であると判断できる場合は、その根拠とともに県に対して助言及び提案を行い、見直しについて協議するものとする。

## 5. その他業務実施上の条件

### (1) 関係法令の遵守

受託者は、関係法令を遵守すること。

### (2) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

### (3) 業務の再委託

受託者は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、書面により県の承認を得たときはこの限りでない。なお、「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等当該業務に係る基本的又は中心的なものに位置づけられる業務をいうものとする。

(4) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。

(5) その他、本仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議のうえ決定すること。

(6) 記載している事業内容以外の内容で実施することが、本業務の目的を達成するためにより効果的であると判断できる場合は、その根拠とともに県に対して助言及び提案を行い、見直しについて協議するものとする。